

舞台機構設備保守点検業務仕様書

- 1 対象施設
野田市関宿コミュニティ会館小ホール（いちいのホール内4階）
- 2 点検回数 年1回
- 3 点検箇所 舞台機構吊物設備
 - （1）電動昇降設備
絞り緞帳、ポーターライト用ボタン、サスペンションライト用ボタン、
アッパーホリゾントライト用ボタン、吊物ボタン、映写スクリーン、
ホリゾント幕、シーリングライト用ボタン、吊物操作盤（FCS型）
及び吊物制御盤
 - （2）手動開閉設備 袖幕No1からNo2及び中割幕
 - （3）固定吊設備 水引幕、源氏幕及びカスミ幕No1からNo3まで
- 4 点検内容
 - （1）各電動昇降設備
 - ・電動機（点検、調整、増締及び給油）
 - ・安全装置（動作確認、点検及び調整） ・滑車類（点検）
 - ・ワイヤーロープ（点検及び消耗率の測定） ・吊物（水平確認及び調整）
 - （2）操作盤・制御盤
 - ・動作確認 ・ビス類（増締） ・各回路（絶縁抵抗値の測定）
 - （3）手動開閉設備
 - ・操作ロープ、砂袋レベル（点検及び調整） ・レール（点検）
 - ・吊物（水平確認及び調整）
 - （4）緞帳、幕類
 - ・外観（点検及び清掃） ・防災効果の判定

舞台照明機器保守点検業務仕様書

- 1 対象施設
野田市関宿コミュニティ会館小ホール（いちいのホール内4階）
- 2 点検回数 年1回
- 3 主幹調光器盤点検
 - (1) 主幹スイッチ動作確認
 - (2) ビス及びナット締め付け確認
 - (3) 端子締め付け確認
 - (4) M C B 確認
 - (5) Nスイッチ確認
 - (6) 出力電圧測定
 - (7) 冷却ファン確認
 - (8) 各回路絶縁抵抗測定
- 4 照明操作盤卓
 - (1) パイロットランプ点灯確認
 - (2) ヒューズ確認
 - (3) フェーダー動作確認
 - (4) 各スイッチ類動作確認
 - (5) メモリー部動作確認
 - (6) その他動作確認
 - (7) 総合動作試験
- 5 作業灯スイッチボックス
 - (1) パイロットランプ点灯確認
 - (2) スイッチ類動作確認
- 6 負荷設備照明器具
 - (1) 各ライトの点検
 - (2) フロアーコンセントの点検

上記点検実施項目

- ボーダーケーブル関係点検
- スノコ上端子点検
- 配線関係点検
- コンセント関係点検
- レンズの点検
- 動作試験

段差解消機保守点検業務仕様書

- 1 対象施設
野田市関宿コミュニティ会館小ホール（いちいのホール内4階）
- 2 点検回数 年2回（原則9月、3月に実施する）
- 3 点検方法
 - （1）機器及び装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整及び清掃を行うこと。
 - （2）点検項目

| | |
|-------|--|
| 制御盤内 | 制御盤 |
| かご内 | 操作盤 |
| 出入口 | チェーン及び乗場操作盤 |
| 昇降路内部 | 電動機、ブレーキ、移動ケーブル、各リミットスイッチ、シリンダー、プランジャー、油圧配管、高圧ゴムホース、油圧作動油及びピット |
- 4 修理又は部品取替え
 - （1）機器の磨耗・劣化を予測し、機能の維持を図るため、機器の構成部品の修理又は部品の取替えを行うこと。
- 5 法令に基づく検査の立会い
建築基準法（第12条）に基づく定期検査及び性能検査の立会いを必要に応じて行うこと。
- 6 故障対応
故障時の緊急事態に備え適切な処置が行えるようにすること。
- 7 維持管理の情報サービス
安全確保、利用方法及び関連諸法規改正の情報提供を行うこと。
- 8 作業中の運転休止
点検作業中は昇降機の運転を休止すること。

関根名人記念館管理運営業務仕様書

- 1 業務名 関根名人記念館管理運営業務
- 2 委託期間 関宿コミュニティ会館の指定管理期間とする。
- 3 勤務日 平日
(火曜日・年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く)
- 4 勤務時間 午後5時から午後9時まで
- 5 業務内容 (1) 来館者対応及び電話対応
(2) 開館状態時の通常の管理一般
(3) 火の元の確認
(4) 消灯
(5) 戸締まり
(6) 退館時の施錠